

## 行政報告（追加）

### ★ 各会計の決算状況について

平成 19 年度の各会計の決算状況がまとまりましたので、ご報告いたします。

一般会計では、歳入が 32 億 4,459 万 6,471 円、歳出は 31 億 5,726 万 5,166 円で、差し引き 8,733 万 1,305 円の繰越となりました。

特に、補充財源として財政調整基金から当初 2 億 4,000 万円を支消する予定でしたが、最終的には、1 億 9,289 万 8 千円少ない 4,710 万 2,000 円の取り崩し額により財政運営をすることができました。

他の会計の決算におきましても、老人保健特別会計で、歳入が 8 億 3,212 万 9,065 円、歳出は 8 億 2,469 万 3,050 円で差し引き 743 万 6,015 円の繰越となりました。

国民健康保険特別会計では、歳入が 10 億 2,794 万 658 円、歳出は 10 億 2,325 万 2,427 円で、差し引き 468 万 8,231 円の繰越となりました。ご承知のとおり国民健康保険特別会計については、平成 14 年度以来、累積で 3,694 万 2,447 円の赤字決算で皆様方には大変心配をおかけしていたところですが、平成 19 年度決算においてようやく累積赤字が解消されることとなり、一安心をしているところでございます。

介護保険特別会計における保険事業勘定では、歳入が 4 億 466 万 2,929 円、歳出では、3 億 9,529 万 3,804 円で差し引き 936 万 9,125 円の繰越となりました。

また、サービス事業勘定においては、歳入、歳出が同額の 296 万 6,500 円で、収支ゼロとなりました。

水道事業会計においては、収益的事業の収入が 1 億 1,125 万 2,624 円、歳出は、8,059 万 5,457 円で、差し引き 3,065 万 7,167 円の純利益となりました。

いずれの会計においても黒字決算となりましたが、これもひとえに議

会の皆様を始め、町民の皆様のご理解とご協力の賜物と感謝をしているところでございます。

今後とも財政の健全化に一層の努力をしてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

#### ★ 町税の収納状況について

平成 19 年度課税の個人町民税は、調定額 1 億 5,635 万 5,493 円に対し、収入額 1 億 4,811 万 6,731 円で収納率 94.73%、法人町民税は、調定額 2,834 万 1,300 円に対し、収入額 2,796 万 9,300 円で収納率 98.69%となりました。

固定資産税では、調定額 2 億 3,245 万 4,600 円に対し、収入額は 2 億 2,462 万 7,840 円で収納率 96.63%、軽自動車税では、調定額 630 万 4,200 円に対し、収入額は 614 万 8,400 円で収納率 97.53%となりました。

次に、国民健康保険税においては、調定額 2 億 2,373 万 9,900 円に対し、収入額は 2 億 809 万 1,286 円で収納率 93.01%となりました。

これを医療給付分と介護給付金分に区分いたしますと。医療給付分では、調定額 2 億 1,082 万 4,670 円に対し、収入額 1 億 9,621 万 28 円で収納率 93.07%となります。

介護給付金分では、調定額 1,291 万 5,230 円に対し、収入額は 1,188 万 1,258 円で収納率 91.99%となりました。

収納率を前年度に比較いたしますと、固定資産税で 0.24%、軽自動車税では 0.20%とそれぞれ僅かながら上回りましたが、反面、個人町民税で、1.78%、法人町民税では 0.33%、さらに国民健康保険税においては医療給付分と介護給付金分を合わせ 0.36%とそれぞれ下回る結果となりました。

町内における経済の動向等を勘案しますと収納率の向上には大変厳しいものがありますが、全職員による徴収体制の下、今後とも努力してまいります。

★ 渡島・桧山地方税滞納整理機構における収納状況等について

平成 19 年度に滞納整理機構へ徴収事務を委託した 12 件、1,293 万 6,541 円については、174 万 1,714 円が納付されております。

委託した金額の収納率は、13.46%ですが、町全体における滞納繰越分の収納率に占める割合は、11.55%となっております。

なお、本年度においても、既に 12 件、3,125 万 9,073 円を委託しております。

★ まちづくり基本条例に関する講演会の開催について

「福島町まちづくり基本条例町民検討委員会」による条例素案の検討が進められておりますが、「まちづくり基本条例」の現在までの検討過程をお知らせするとともに、町民の方にこの条例を知っていただくこと、より理解を深めていただくことを目的に5月28日、青函トンネル記念館において「まちづくり講演会」を開催いたしました。

講演は、検討委員会アドバイザーである公立はこだて未来大学の鈴木教授より「まちづくりの新しい視点～まちづくり基本条例をどう活かすか」と題して、町民や町職員約60名を前に「町民中心の地域運営が大切であること、町出身者を応援団とすることやコミュニティをベースに常に新しいことにチャレンジしていくこと」など、新しいまちづくりについて1時間にわたり講演をいただきました。

今回の講演が、新しい町づくりやまちづくり基本条例の理解に役立つものと期待をしているところであります。